

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者による  
測定結果(平成17年度分)について

平成18年9月11日  
環境生活部環境政策課  
課長：大田和登  
班長：畠中啓治  
担当：吉母修栄  
連絡先：083-933-3034

ダイオキシン類対策特別措置法(以下「法」という。)第28条の規定に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者から、ダイオキシン類の自主測定結果の報告があり、その結果を取りまとめましたので、その概要を下記のとおり公表します。

記

1 測定結果について

平成17年度に報告された自主測定結果は、表-1, 2のとおりである。

排出ガスについて、1施設(アルミニウム合金製造施設)において排出基準に不適合であり、排水については、すべて排出基準に適合していた。

表1 排出ガス、排水の自主測定結果 (施設数)

区分	排出基準適合	排出基準不適合	未報告
排出ガス	198	1 [注1]	3
排水	60	0	0

[注1] 排出基準不適合施設の測定結果：1.3ng-TEQ/m<sup>3</sup>N(基準値1.0ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

表2 ばいじん、焼却灰の自主測定結果 (施設数)

区分	特別管理産業廃棄物に該当しないもの	特別管理産業廃棄物に該当するもの [注2]	未報告
ばいじん	101	8	2
焼却灰	147	2	2

[注2] ダイオキシン類の量が3ng-TEQ/gを超えて含有するもの

2 排出基準の不適合施設への対応

排出ガスの排出基準に不適合の1施設については、直ちに施設の使用を停止させ、施設改善を指導し、本年4月に改善を確認した。

3 未報告施設への対応

3施設の未報告施設に対して法に基づき報告を指導した結果、本年6月末までに2施設から自主測定結果(基準適合)が報告された。残りの1施設は、使用を停止しているが、引き続き報告を指導している。

4 ばいじん、焼却灰の特別管理産業廃棄物に該当する施設への対応

ばいじんが8施設、焼却灰が2施設において、特別管理産業廃棄物に該当していたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に保管又は処分されていることを確認した。

【備考】 個別の施設ごとの測定結果が必要な場合は、別添資料[PDF 56kb]ファイルを参照してください。